

ワンポイント

【放課後児童クラブ】

「児童福祉法第6条の2第2項」の規定に基づき保護者が労働などで昼間留守にする家庭のおおむね10歳未満の小学校就学児童（1～3年）を対象に、児童館や学校の余裕教室、公民館等で放課後に適切な遊び、生活の場を提供しその健全な育成を図る目的の事業です。

対象児童については平成13年12月に厚生労働省より「小学4年生以上の児童も積極的に受け入れるよう」通知されていますが、本市は、小学6年生までを対象としています。

国・県が運営費のうち基準額の2/3以内を補助するもので、その規模は1クラブにつき10名以上70人までとし、年間開設日数は250日以上となっています。（但し、人数の上限70人は平成22年度から適用されます）

【チャレンジショップ支援制度】

おもに行政や商工会議所などが中心になり、新しく事業を始める方を支援する制度です。

空き店舗を起業者にある一定期間無料（一部補助）で貸し出し、その後、事業として成り立つと判断すればそのまま出店してもらうというもので、増加する商店街の空き店舗対策の一環として行なわれています。

【自治基本条例】

自治基本条例とは、まちづくりの基本原理や行政の基本ルールなどを定めた自治体の最高法規です。自治の仕組みや、まちづくりの基本原則を具体的に規定し、条例という形で法的根拠を持たせるものです。都市宣言や市民憲章とは根本的に異なり、基本構想や基本計画とも位置付けが違います。計画行政の前提となる理念とルールを明示するのが、自治基本条例です

他市町村で規定されている自治基本条例にはおおむね次の内容が盛り込まれています。

- ① まちづくり（市政運営）の方向性、将来像
- ② 市民の権利（生活権、市政への参加権、情報公開請求権等）
- ③ 市（首長、議会、職員）の義務・責務
- ④ 市民の責務、事業者の責務
- ⑤ 住民参加の手続き・仕組み
- ⑥ 住民投票の仕組み
- ⑦ 市民協働の仕組み、NPOへの支援等
- ⑧ 分野別の施策の方向性
- ⑨ 他の施策・条例との関係（最高規範性）
- ⑩ 改正・見直しの手続き

河川敷等の遊休地を活用したパークゴルフ場の建設について 四 竈 英 夫

〔質問〕最近パークゴルフが静かなブームをよんでいる。クラブ1本とボール1個があれば誰でもすぐ楽しめるスポーツである。

青空の下、白球を打って芝生のコースを歩くことは健康的にも精神的にも大変良いことで愛好者が増えているものと思われる。

コースの広さは2ヘクタールほどあれば最低限の18ホールがとれる。白石川の河川敷地には利用可能な土地が十分確保できると思われる。

それらを有効的に活用したパークゴルフ場を作り、特に人気のある中高年層の健康増進と生きがいの創出を図る考えがないか伺いたい。

〔答弁〕〔市長〕パークゴルフ場の場所的なことをご指摘いただいたが、対岸の福岡蔵本菅堀地内の河川敷は一部で民有地が多く、用地取得等など相当額の経費が必要であると考えられる。

このパークゴルフ場に関しては、用地、財政、管理運営面を総合的に検討していかなければならぬと思っている。登米の例で申しあげると、健康増進の一助として、使用料が1時間700円、市外の利用者は1千500円とするパー

クゴルフ場をつくったが、これにより利用頻度が上がるかどうかについては疑問を感じているところである。

また、パークゴルフという新しい競技の普及と競技人口の増加を図ることによって、まずは認知度を上げて、市民のコンセンサスを得ていくことが先決だと考えており、長期的な課題と思っている。



パークゴルフ場